

豊洲市場移転における市場業者への利子補給金

(移転資金) 交付要綱

平成26年 9月12日26中事業第 343号
改正 平成28年 4月 1日27中事業第 918号
改正 平成29年 4月 1日28中事業第1213号
改正 平成30年 3月30日29中事業第1016号
改正 平成30年10月 9日30中事業第594号
改正 令和 2年 5月 1日 2中事業第97号
改正 令和 2年 6月19日 2中事業第262号

(目的)

第1条 本要綱は、東京都（以下「都」という。）が東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）の豊洲市場への移転に際して、東京都中央卸売市場豊洲市場（以下「豊洲市場」という。）で業務を行う卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下これらを総称して「事業者」という。）に対して、都があらかじめ指定した融資の利子の一部を補助することにより、豊洲市場への円滑な移転及び事業者の経営安定化を推進し、もって生鮮食料品の円滑な流通を図ることを目的とする。

(適用法規)

第2条 利子補給金の交付については、本要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 本要綱において用いる用語の定義は、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号。以下「条例」という。）の定義によるもののほか、次に定めるところによる。

中小企業とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（第 2 号から第 8 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- (3) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業として営むもの
- (6) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、旅館業を主たる事業として営むもの
- (8) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が 300 人以下のもの

(利子補給交付の対象)

第4条 利子補給金交付の対象は、中小企業であって、次の各号に掲げる業態の種別に応じ、当該各号に掲げる要件をいずれも満たす事業者とする。

(1) 卸売業者

- ア 条例第 43 条に規定する市場施設の使用許可を受けていること
- イ 条例第 49 条に規定する使用料を滞納していないこと
- ウ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）に該当しないこと（法人の場合は、その業務を執行する役員が暴力団員等に該当しないこと）、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

(2) 仲卸業者又は関連事業者

- ア 条例第 43 条に規定する市場施設の使用許可を受けていること
- イ 条例第 49 条に規定する使用料を滞納していないこと
- ウ 条例第 37 条又は第 40 条に規定する直近の事業報告書を提出していること
- エ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員で

なくなった日から5年を経過しない者をいう。)に該当しないこと(法人の場合は、その業務を執行する役員が暴力団員等に該当しないこと)、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

(利子補給の対象融資)

第5条 利子補給の対象とする融資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東京都中小企業制度融資経営支援融資経営セーフ(以下「経営セーフ」という。)
 - (2) 東京都中小企業制度融資経営支援融資経営一般(以下「経営一般」という。)
 - (3) 東京都中小企業制度融資一般事業資金融資事業一般(以下「事業一般」という。)
 - (4) 日本政策金融公庫中小企業事業経営環境変化対応資金(通称:セーフティネット貸付)(以下「中企セーフティ」という。)
 - (5) 日本政策金融公庫国民生活事業経営改善貸付(通称:マル経融資)(以下「マル経融資」という。)
 - (6) 日本政策金融公庫国民生活事業経営環境変化対応資金(通称:セーフティネット貸付)(以下「国事セーフティ」という。)
 - (7) 日本政策金融公庫農林水産事業卸売市場施設資金(通称:近代化・機能高度化融資)(以下「近代化・機能高度化融資」という。)
- 2 前項に規定する融資の返済方法は毎月元金均等返済とする。
- 3 第1項第4号から第7号までに規定する融資の貸付方法は、直接貸付とする。

(利子補給の実施内容及び算定方法)

第6条 都は、貸付金残高に対し、事業者が負担する年利から0.5%を除いた年利で計算した金額を予算の範囲において、事業者に交付する。

- 2 都から事業者に対して交付する利子補給率の上限は3%とする。

(利子補給の交付対象融資実行期間及び申請受付期間)

第7条 利子補給の対象は、平成26年4月1日から平成31年2月28日までに融資の実行を受け、平成26年10月1日から平成31年2月28日までに利子補給の申請をしたものとする。

また、都は、必要があると認めるときは、その期間を変更することができる。

(利子補給の交付対象期間及び金額)

第8条 利子補給は、融資を開始した時点から最終の約定返済日が到来するまでの間、行うものとする。ただし、次に掲げる事由が生じた場合には、利子補給金の交付対象期間及び金額を当該各号に定めるとおりに変更するものとする。

- (1) 全部返済があった場合、利子補給金の支給対象期間は、実際に返済した日までとする。
- (2) 一部返済があった場合、利子補給金の支給対象期間は、新たに設定する返済期間とし、利子補給金の金額は、新たに設定する返済期間及び返済額に基づき再算定した金額とする。
- (3) 履行延期があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、当初に設定した返済期間及び金額を限度とする。ただし、第12条に定める利子補給金の増額確認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期限の利益の喪失があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、期限の利益を喪失した日までとする。
- (5) 民事再生法及び会社更生法の適用があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、当初に設定した返済期間及び金額を限度とし、利子補給金の金額は、新たに設定した返済期間及び返済額に基づき再算定した金額とする。

(利子補給の交付申請)

第9条 利子補給を受けようとする事業者は、知事に対して次条に規定する書類を提出して、申請を行うものとする。

(利子補給申込みに必要な書類)

第10条 利子補給の申込みに必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

なお、審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 経営セーフ、経営一般及び事業一般
 - ア 利子補給金交付申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 豊洲市場移転における市場業者への利子補給金（移転資金）交付についての個人情報取扱いに関する同意書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ウ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - エ 償還予定表の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - オ 貸付内容報告書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 中企セーフティ
 - ア 利子補給金交付申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 豊洲市場移転における市場業者への利子補給金（移転資金）交付についての個人情報取扱いに関する同意書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ウ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - エ 金銭消費貸借契約証書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - オ 償還約定表の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - カ 払込み計算書の写し（償還約定表と実際に支払う償還金額が異なる場

- 合) 1 部
- (3) マル経融資及び国事セーフティ
 - ア 利子補給金交付申請書 (第 1 号様式) 1 部
 - イ 豊洲市場移転における市場業者への利子補給金 (移転資金) 交付についての個人情報の取扱いに関する同意書 (第 2 号様式) 1 部
 - ウ 印鑑証明書 (発行から 3 ヶ月以内のもの) 1 部
 - エ ご融資のお知らせ・借用証書の写し 1 部
 - オ お支払額明細書の写し 1 部
- (4) 近代化・機能高度化融資
 - ア 利子補給金交付申請書 (第 1 号様式) 1 部
 - イ 豊洲市場移転における市場業者への利子補給金 (移転資金) 交付についての個人情報の取扱いに関する同意書 (第 2 号様式) 1 部
 - ウ 印鑑証明書 (発行から 3 ヶ月以内のもの) 1 部
 - エ 借用証書の写し 1 部
 - オ 償還年次表の写し 1 部
 - カ 入金履歴証明書 (償還年次表と実際に支払う償還金額が異なる場合) 1 部

(利子補給金の交付決定)

第 1 1 条 知事は、第 9 条の規定により利子補給の交付申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の交付決定 (以下「交付決定」という。) を行い、利子補給金交付決定書 (第 4 号様式) により通知するものとする。

また、適当でないとしたときは利子補給金不交付決定通知書 (第 5 号様式) により通知する。

2 変動金利で融資実行を受け、融資金利に変動が生じた場合、前項の利子補給金の交付決定を受けた業者 (以下「交付決定者」という。) は、変更内容が分かる書類を知事に提出するものとする。

知事は、その内容について確認を行い、交付決定内容に変更が生じた場合、再度、利子補給金交付決定書により通知するものとする。

3 利子補給金の交付決定は 1 事業者につき 1 件のみとする。ただし、全部返済等により交付決定を受けた融資の債務が消滅した場合は、新たに利子補給の申請をすることができる。

(利子補給金の増額確認届及び確認通知)

第 1 2 条 第 8 条第 1 項 (3) の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間において、1 年を限度として履行延期を行う場合は、当該履行延期に伴う利子の増額分について、利子補給金の支給対象期間に支払うものに限り、増額を認め

ることができるものとする。この場合、交付決定者は、履行延期に先立ち、知事に対し、返済方法等変更時利子補給金増額確認届（第6号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の増額確認を行うものとする。なお、増額確認を行うときは、返済方法等変更時利子補給金増額確認通知書（第7号様式）を交付決定者に通知するものとする。

3 前項の適当と認めるときとは、交付決定者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、交付決定者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行延期を行うことがやむをえないと認められる場合とする。

（返済方法の変更申請）

第13条 交付決定者が繰上返済や履行延期など、返済方法に変更があった場合は、速やかに知事に対し、返済方法等変更届（第8号様式）に返済条件の変更内容が分かる資料を添付し、変更申請を行うものとする。

2 知事は、変更申請があったものについて、その内容について確認を行い、交付決定内容に変更が生じた場合、返済方法等変更確認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（届出事項変更申請）

第14条 交付決定者は、住所、氏名その他重要な事項に変更が生じた場合は、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

（利子補給金の請求）

第15条 交付決定者は、第11条に規定する利子補給金交付決定書又は第13条に規定する返済方法等変更確認通知書に基づき、知事に対して、3月15日まで（祝日、祭日に当たる場合は、翌日とする。）に利子補給金請求書（第10号様式）に次条に規定する書類を添付し、利子補給金交付の請求を行うものとする。ただし、経営セーフ、経営一般及び事業一般については、金融機関から都に次条に規定する書類を提出するため、添付する必要がない。

2 2月1日以降に利子補給の交付申請を行った事業者は、原則として翌年度の請求対象とする。

3 請求金額を計算する際の対象期間は、原則として3月1日から翌年2月末日までの期間とする。

（利子補給金請求に必要な書類）

第16条 利子補給金の請求に必要な書類は、次の各号の定めるとおりとする。

なお、返済状況の確認等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 経営セーフ、経営一般及び事業一般
移転資金返済状況等調査書（第11号様式）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 中企セーフティ
移転資金支払状況証明書（第12号様式）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) マル経融資及び国事セーフティ
お支払済額明細書・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 近代化・機能高度化融資
移転資金支払状況証明書（第12号様式）・・・・・・・・・・ 1部

(利子補給金の交付)

第17条 知事は、第15条の規定により利子補給金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定者に対し、利子補給金を交付するものとする。

- 2 利子補給金の交付は、第11条に規定する利子補給金交付決定書又は第13条に規定する返済方法等変更確認通知書に基づき行うものとし、請求ごとに確定払いとする。
- 3 利子補給金の交付は、あらかじめ登録した口座に振り込むこととする。
- 4 融資の返済状況の確認が取れなかったもの等については、翌年度に交付するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第18条 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、交付決定後に生じた事情の変更等により、利子補給事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利子補給金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって融資を受けたとき
- (2) 虚偽の申請によって利子補給金の交付決定を受けたとき
- (3) 利子補給金の交付決定に基づく指示、本要綱に定める事項、又はその他法令に違反したとき

(利子補給金の返還)

第20条 知事は、第18条第1項又は前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、利子補給事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還すべき利子補給金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 知事は、第19条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、前条第1項の規定により利子補給金の返還を命じたときは、交付決定者に対し、当該命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（ただし、100円未満の場合を除く。）の納付を命じることができる。

2 知事は、交付決定者に対し、利子補給金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを期日までに納付しなかったときは、交付決定者に対し、期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（ただし、100円未満の場合を除く。）の納付を命じることができる。

3 違約加算金及び延滞金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に定める利率は、1年を365日として計算する。

(延滞金の計算)

第22条 知事が前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた利子補給金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第23条 知事は、交付決定者に対し、利子補給金の返還を命じ、交付決定者が当該利子補給金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の期間においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等を未納付額と相殺することができる。

(利子補給金の継続交付)

第24条 知事は、交付決定者に次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、利子補給

金を継続して交付することができる。

- (1) 交付決定者が事業譲渡をする場合で、譲受人が譲渡人の利子補給交付対象融資の債務を引き継ぐとき
 - (2) 交付決定者が事業合併をする場合で、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が利子補給交付対象融資の債務を引き継ぐとき
 - (3) 交付決定者が事業分割をする場合で、分割後存続する法人又は分割により設立された法人が利子補給交付対象融資の債務を引き継ぐとき
- 2 前項第1号又は第2号の規定により、事業者が債務を引き継いだ場合、第11条の規定に関わらず、利子補給交付決定が2件以上となる場合も、継続して交付することとする。

(その他)

- 第25条 都は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、交付決定者に対して本事業の状況その他参考となる事項について、報告及び資料の提出を求めることができる。
- 2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年9月12日26中事業第343号)

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日27中事業第918号)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年4月1日28中事業第1213号)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日29中事業第1016号)

本要綱は、平成30年10月11日から施行する。

(平成30年10月9日30中事業第594号)

本要綱は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第12条第1項の返済方法等変更時利子補給金増額確認届の提出に関する規定の適用について、令和2年4月1日から5月31日までの期間において、履行延期を行う場合、同項中「履行延期に先立ち」とあるのは、「令和2年5月31日までに」とする。

(令和2年5月1日2中事業第97号)

本要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(令和2年6月19日2中事業第262号)